

区内保育園等の保護者の皆さま

荒川区子ども家庭部保育課長

月単位で欠席する場合の保育料の減免について

日頃より、荒川区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

荒川区では、新型コロナウイルスの感染防止等を理由に保育園の登園を1か月間単位で欠席する場合は、当該月の保育料を減免することといたします。

保育施設におきましては、引き続き感染拡大防止に向けた取組を実施してまいります。保護者の皆様におかれましても、引き続き感染拡大防止へのご協力をお願いいたします。

記

1. 月単位で欠席する場合の保育料減免について

(1) 申請手続きについて

事前に欠席届を園へ提出してください。

(2) 対象期間

令和3年9月15日から令和4年3月31日まで

(3) 保育料の減免の計算方法について

①令和3年9月分

9月15日から30日まで全日欠席する場合、下記の計算式にて保育料を減免いたします
(9月1日から14日までの開所日数分のみの保育料となります)。

<計算式>

減免後の保育料=保育料日額(保育料月額÷25)×開所日数12日

※一旦、9月分保育料全額を納付いただいた後、差額分を10月以降の保育料に充当させていただきます。

※9月に臨時休園していた日数については、開所日数から除いて計算を行います。

②令和3年10月～令和4年3月分

月初から月末まで1か月間欠席する場合、当該月の保育料を全額免除いたします。

2. その他

令和3年9月から令和4年3月の間については、2か月以上連続して欠席する場合に退園となる取扱いを休止することとします。

注 その他、本通知における対応方針は、現時点でのものであり、状況の変化により変更する場合があります。

問合せ先

子ども家庭部保育課 電話 3802-3111

(認可保育園) 入園相談係 内線 3825～3827、3847

(認証保育所) 保育管理係 内線 3828、3844

(家庭福祉員) 保育管理係 内線 3822